

2013年4月24日

第26回全国菓子大博覧会・広島実行委員会  
実行委員長 様

認定特定非営利活動法人

D P I (障害者インターナショナル) 日本会議  
議長 三澤 了  
(公印略)

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8  
武蔵野ビル5階  
TEL:03-5282-3730 FAX:03-5282-0017  
E-mail:office@dpi-japan.org

**ひろしま菓子博 2013 における電動車いす使用者の利用制限に関する申し入れ**

私たちD P I日本会議は、すべての障害者の権利の確立と誰もが排除されることのないバリアフリーでインクルーシブな社会の構築を目指して活動している障害当事者団体であります。

すべての障害者が不当な差別によって社会から排除されることがあってはならないとするD P I日本会議としては、今回貴実行委員会がとられた「第26回全国菓子大博覧会・広島」(以下、菓子博 2013)会場への電動車いすの入場の制限は見過ごしに出来ないものであり、電動車いすに対する誤った観念を社会に植え付けかねない重大な問題であると受け止めております。

貴実行委員会としては、電動車いすの受け入れのために事前連絡制や曜日の限定、手動車いすへの乗り換えなど、いくつかの修正を加えられたと報じられましたが、これらの修正は何ら根本的な解決に繋がるものではなく、かえって電動車いすへの偏見を強め、障害者に対する無理解を示すものでしかないことを物語っております。「危機管理上の観点」とはどのような状況を想定しているのでしょうか。また、混雑時には手動車いすへの乗り換えを要請するとなっておりますが、自分のものではない慣れない車いすに乗り移ることに障害者の苦痛を無視してもよいとお考えでしょうか。今回の菓子博には広島県、広島市も主催団体として加わっております。広島県、広島市においては、福祉のまちづくりを標榜されており、市民の権利擁護にも力を入れてこられたものと考えます。さらに今回の開催に当たっては、広島開催にふさわしい国際性や平和の視点に立ったメッセージを発信するとしています。今回の電動車いすに対してとられた措置は、こうした県や市の姿勢や視点と逆行するものといえるのではないかと考えるものであります。

いずれにしても今回の「ひろしま菓子博 2013」において貴実行委員会が行った電動車いすの制限付き入場は、障害者の差別を助長し、電動車いすに対する誤った認識を固定化することに繋がるものであるため、この措置に強く抗議するとともに、電動車いす使用者がどのような場合でも自由に会場を移動できるようにすることを強く求めるものであります。併せて今回の問題を根本的に

解決するために以下の諸点に誠実に対応されることを強く申し入れます。

## 記

- 1..今回の菓子博において電動車いすに対する制限付利用にいたった経緯を明らかにすること。
- 2.今回の菓子博における電動車いすに対する制限付利用を完全に撤廃させるために、電動車いすを利用する地元の障害者団体と至急話し合いを持つこと。
- 3.なお、この申し入れに対する対応を4月末日までに文書により回答すること。